

産業衛生活動の始め方

安全衛生委員会を開きましょう

安全衛生委員会を設置しましょう

労働安全衛生法に基づき、一定の基準に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会（または両委員会を統合した安全衛生委員）を設置しなければなりません。（安衛則第 23 条の 2）

委員会設置の目的

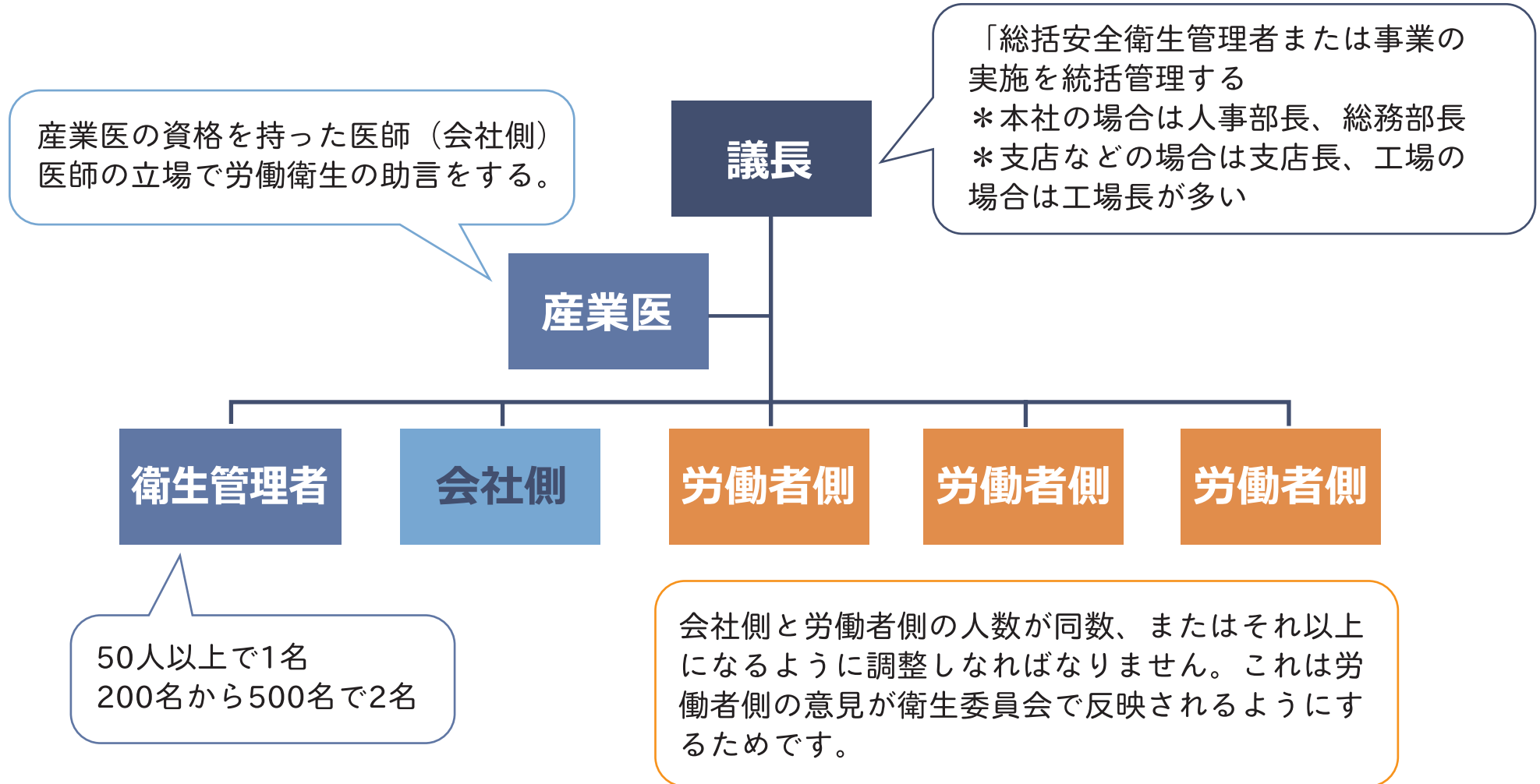
社内の労働災害防止の取り組みが目的です。労働災害防止のためには労使が一体となっていく必要があります。そのためには安全委員会や衛生委員会内で、労働者の危険または健康障害を防止するための対策などについて、十分な調査審議を行う必要があります。

安全委員会？衛生委員会？安全衛生委員会？その違いは？

業種を問わず、常時雇用する労働者が50名以上の全ての事業場は衛生委員会を設置しなければなりません。また以下の業種は、安全委員会を設置しなければなりません。両方を設置しないといけない場合は両方を兼ねた安全衛生委員会を設置します。

衛生委員会	安全委員会
50人以上	50人以上
全業種	林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送機用機械器具製造業） 運送業の一部の業種（道路貨物運送業、港湾運送業） 自動車整備業、機械修理業、清掃業
	100人以上
	製造業、運送業のうち上記以外 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

委員会メンバー構成例



審議事項

開催

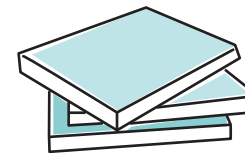
衛生委員会、安全委員会、安全衛生委員会は、月 1 回各事業場ごとに開催しなければならない。（労働安全衛生規則第 23 条）

審議内容

1. 衛生（安全）に関する規程の作成に関すること
2. 衛生（安全）に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること
3. 衛生（安全）教育の実施計画の作成に関すること
4. 定期健康診断等の結果に対する対策に関すること
5. 長時間労働による労働者の健康障害の防止対策に関すること
6. 労働者の精神的健康の保持増進のための対策に関すること

周知

1. 毎月 1 回以上開催すること
2. 委員会の議事内容を労働者に周知すること
3. 議事内容の記録を作成し、3 年間保存すること



具体的な議題例

- ・ 労働災害報告（交通事故なども含む）
- ・ 長時間労働報告、対策
- ・ 職場巡視報告
- ・ 各職場からの問題提起（温度管理問題、湿度管理問題）
- ・ 定期健康診断の受診率の確認、再検査受診者の対応
- ・ メンタルヘルス報告
- ・ インフルエンザ予防接種
- ・ 季節特有の健康情報（花粉症、熱中症、食中毒など）
- ・ 禁煙キャンペーンなど



安全衛生委員会議事録フォーマットサンプル

安全衛生委員会 議事録

年 月 日 開催

社長	所属長	議長				
			安全管理者	衛生管理者	委員	委員

開催場所(事業所名)		議題	審議内容・決定事項等
出席者	議長		
	安全管理者		
	衛生管理者		
	委員		
	委員		
	その他参加者		
審議事項(例)	安全に関する議題	・労働災害再発防止対策について	
		・安全教育実施状況	
	衛生に関する議題	・健康診断結果について	
		・職場点検チェックリストについて	
	季節の議題、その他	・インフルエンザ対策について	
		・安全衛生に関する年間活動計画	
審議後の対応について	議事の概要、および決定事項について 担当者は速やかに各従業員に周知する。 担当者: 安全管理者または衛生管理者 方法: 朝礼で発表またはメールにて回覧	産業医の先生からのアドバイス	

議事録は3年間保管義務があります
産業医の先生が出席できなかった場合も、内容を確認してもらいましょう

衛生委員会は企業と社員を健康にするためのものです。

快適で安全な職場環境、作業環境の改善のために、
活発な委員会を開催しましょう！



長時間労働者対策を実施しましょう
